

公園におけるボール遊び及び花火利用の制限緩和について

1. 制限緩和を検討する背景

令和8年3月26日に策定した「いたばしグリーンプラン2035」のパークマネジメント(公園や緑地の整備・管理に関する方針)の基本理念において「みんなでつくる、ひをつなぐ公園～公園を活かし、ひをつなぎ、共にはぐくむ～」と定めている。基本理念を実現させるための施策の1つとして「(公園の)柔軟なルールの検討」を掲げており、具体的な取組として「公園におけるボール遊び」と「公園における花火利用」の制限緩和を進めることとしている。

(1)公園におけるボール遊びの現状



①現状のルール

令和7年度実証実験の区立公園を除き、**危険なボール遊びを禁止**している一方、他の利用者や近隣住民に迷惑をかける場合があることから、**ボール遊びは軟らかいボールに一律制限**している。

②区民のご意見(回答数:アンケート調査は772名)

公園でのボール遊びを禁止してもらいたいとの意見は約6%にとどまっており、**大半の人は禁止までは求めていない。**

(引用)令和6年度実施「公園におけるボール遊びの実態調査」

③令和7年度の方針(令和7年3月26日庁議報告)

「ボール遊びができるエリア」を一部公園で設置することとした。

(2)公園における花火利用の現状



①現状のルール

全区立公園で、**花火の個人利用は禁止**している。

②区民のご意見(回答数:1,293名)

「引き続き禁止するべき」が41%、「**ルールを見直し、できるようにするべき**」が**50%**となっている。禁止すべきというご意見も4割あるため制限緩和を進める場合は公園近隣住民等への配慮が必要となる。

(引用)いたばしグリーンプラン2035策定時のアンケート

③他区の状況

23区中**19区は花火の個人利用の限定的な制限緩和実施済み。**

※実施期間や実施場所などを限定している。

2. 令和7年度の実施状況(公園におけるボール遊び)

「ボール遊びができるエリア(ボール遊びの制限緩和エリア)」を2公園で試験的に設置し運用している。(期間中任意の日時で利用状況を調査)

(1)成増北第一公園(北部土木サービスセンター管轄)

①試験期間:令和7年11月12日～令和8年10月31日(毎日)

②利用状況

令和8年1月14日・1月28日(平日) 15時～16時頃

2日間計:エリア内40人(エリア外6人)

令和8年1月24日・2月7日(土曜) 15時～16時頃

2日間計:エリア内8人(エリア外47人)

③利用者の主なご意見(LoGoフォームで聴取)

・子どもたちが元気に遊ぶところが増えることに賛成する

・制限緩和エリアが狭い、エリアは不要ではないか

(2)東原公園(南部土木サービスセンター管轄)

①試験期間:令和8年1月14日～令和9年1月13日(毎週水曜日)

②利用状況

令和8年1月14日・21日・28日・2月4日(平日)15時～16時頃

4日間計:0人

※土日は利用を許可していない。

③利用者の主なご意見(LoGoフォームで聴取)

※意見なし

3.令和8年度以降の方針

以下のとおり制限緩和の取組をすすめることとする。

(1)公園におけるボール遊び

①試験運用を行っている2公園

試験運用の上、支障などがなければ本設置をめざすこととする。

※東原公園は利用者数を向上させるため、令和8年4月15日より毎日(土日含む)利用可能としている。(区HP等で周知済み)

②他の公園への拡大について

試験運用の結果を踏まえて検討することとする。

(2)公園における花火利用

板橋区においても令和8年度に実証実験として、公園における花火の個人利用を限定的に開始する。

①実施期間:令和8年8月の土・日・祝日(計11日間)

②実施時間:18時～20時(準備、撤収含む)

③実施場所(予定):8か所 ※以下、8公園の指定エリア

小豆沢公園(ボール遊び広場)・城北交通公園(ボール遊び広場)・舟渡一丁目第二児童遊園・前野公園・赤塚新町公園・成増北第一公園
紅梅公園・徳丸橋公園

④実施対象者:小学生以下の子どもを含む家族等(子どものみの利用不可)

⑤個人利用のルール

・使用できる花火は、手持ち花火限定とする。

・打ち上げ花火(手持ち含む)やロケット花火、爆竹等、音の大きい花火や飛ぶ花火は、近隣の方や他の公園利用者の迷惑になるため禁止とする。

・消火用のバケツを必ず持参し、水を汲んで花火をする場所に置くこととする。

・指定されたエリア内のみ花火使用可能。譲り合って利用することとする。(エリアは各公園内の入り口付近に提示する。)

・火が燃え移る可能性のある場所(芝生地、植え込み地等)で火の粉が飛ばないように、火の取扱いには十分に注意することとする。

・花火をする際の煙や話し声など、近隣の方の迷惑とならないよう十分に配慮することとする。

・近隣の方から苦情を受けた場合は、花火を中止することとする。

・強風時は火が燃え移る危険があるため禁止とする。

・消火、後片付けはきちんと行い、ごみは持ち帰ることとする。(公園のごみ箱は利用不可)

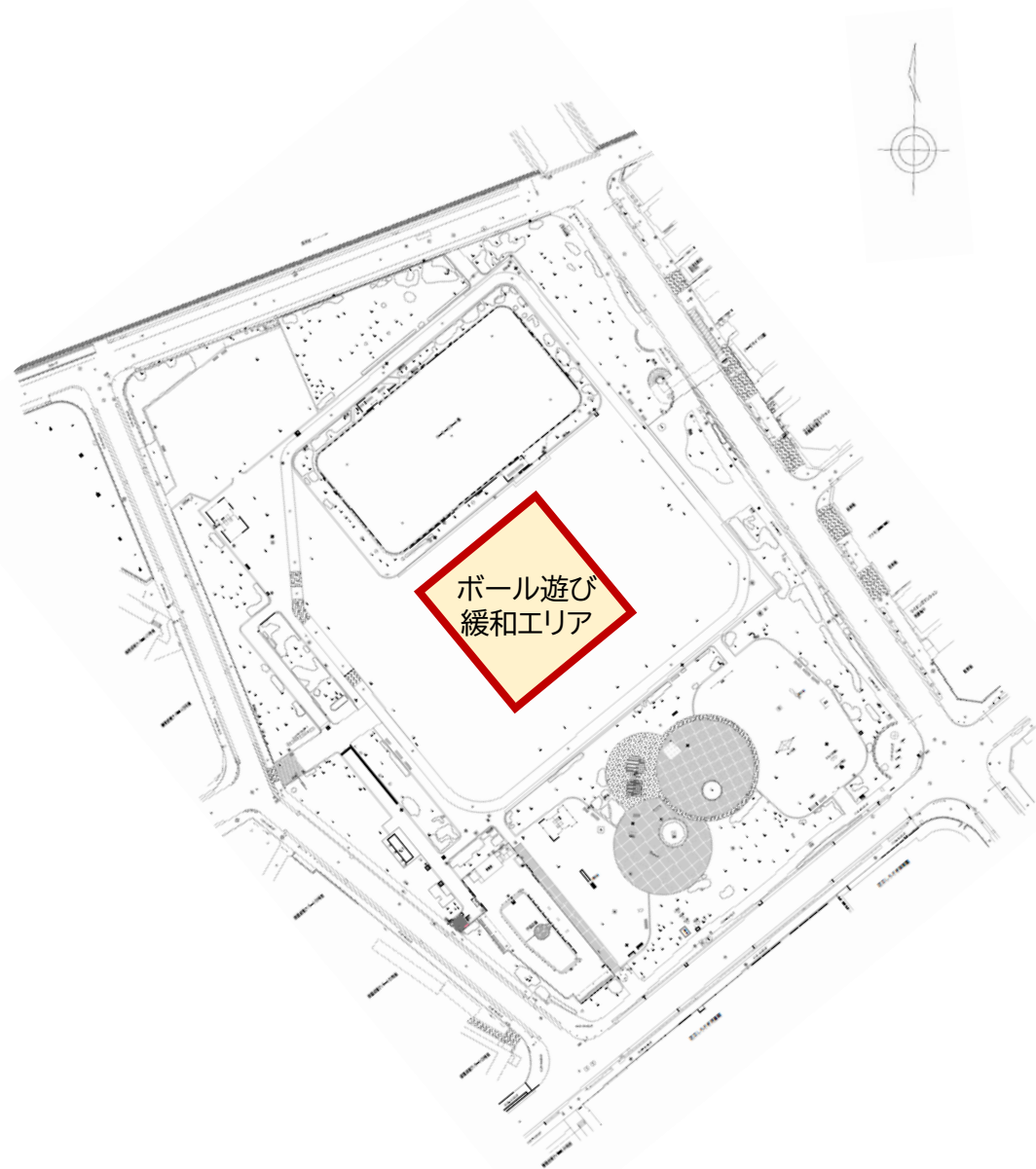
・花火によって第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任で対処することとする。

⑥利用方法:実施期間・時間であれば予約不要だが、保護者等の大人の同伴が必要とする。

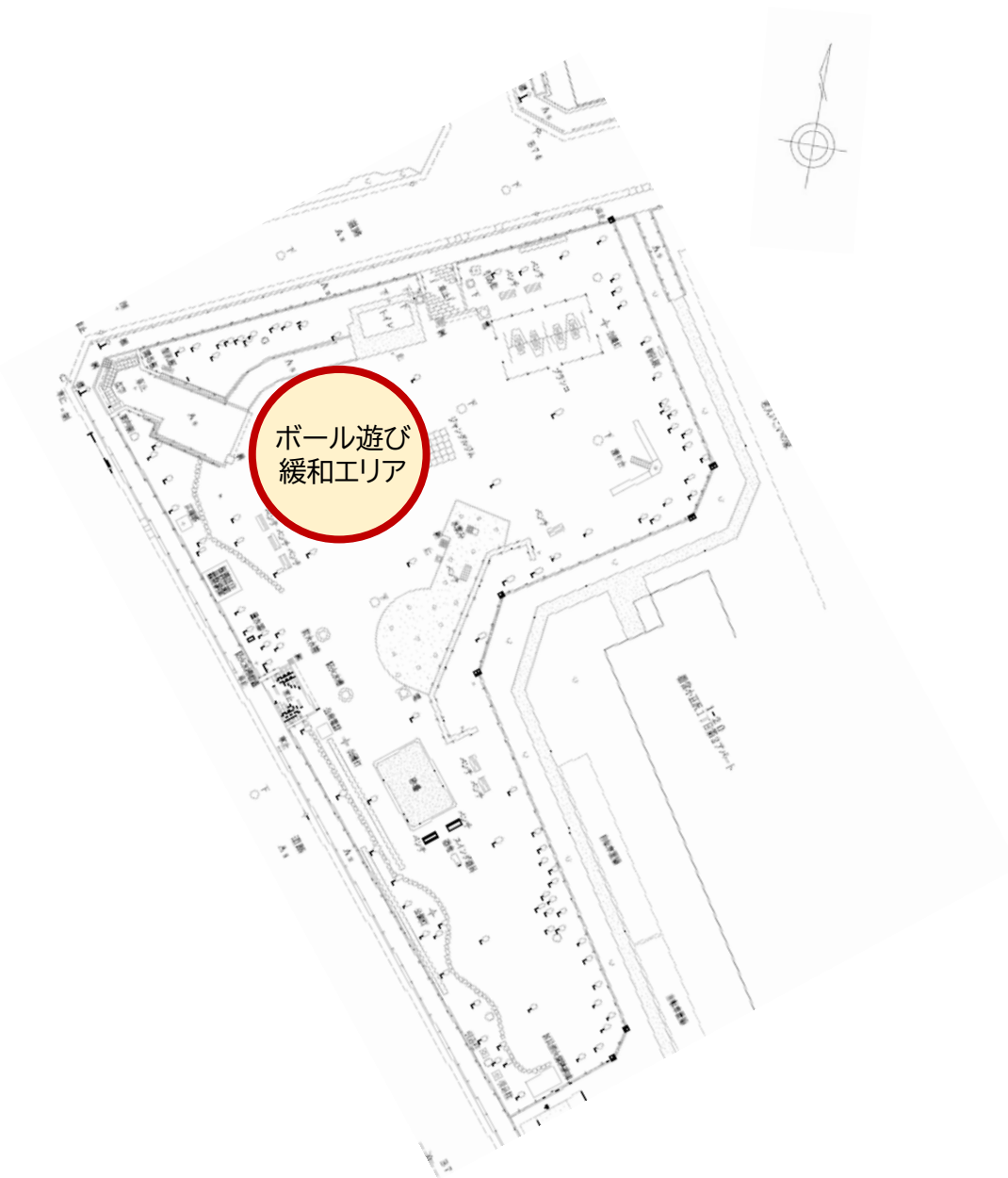
⑦その他:利用ルールが守られていないと公園管理者が判断した場合や、近隣の方の理解が得られなかった場合は、該当公園での実証実験を中止とする。

4.ボール遊び緩和の指定エリア

成増北第一公園（成増5-19-1）

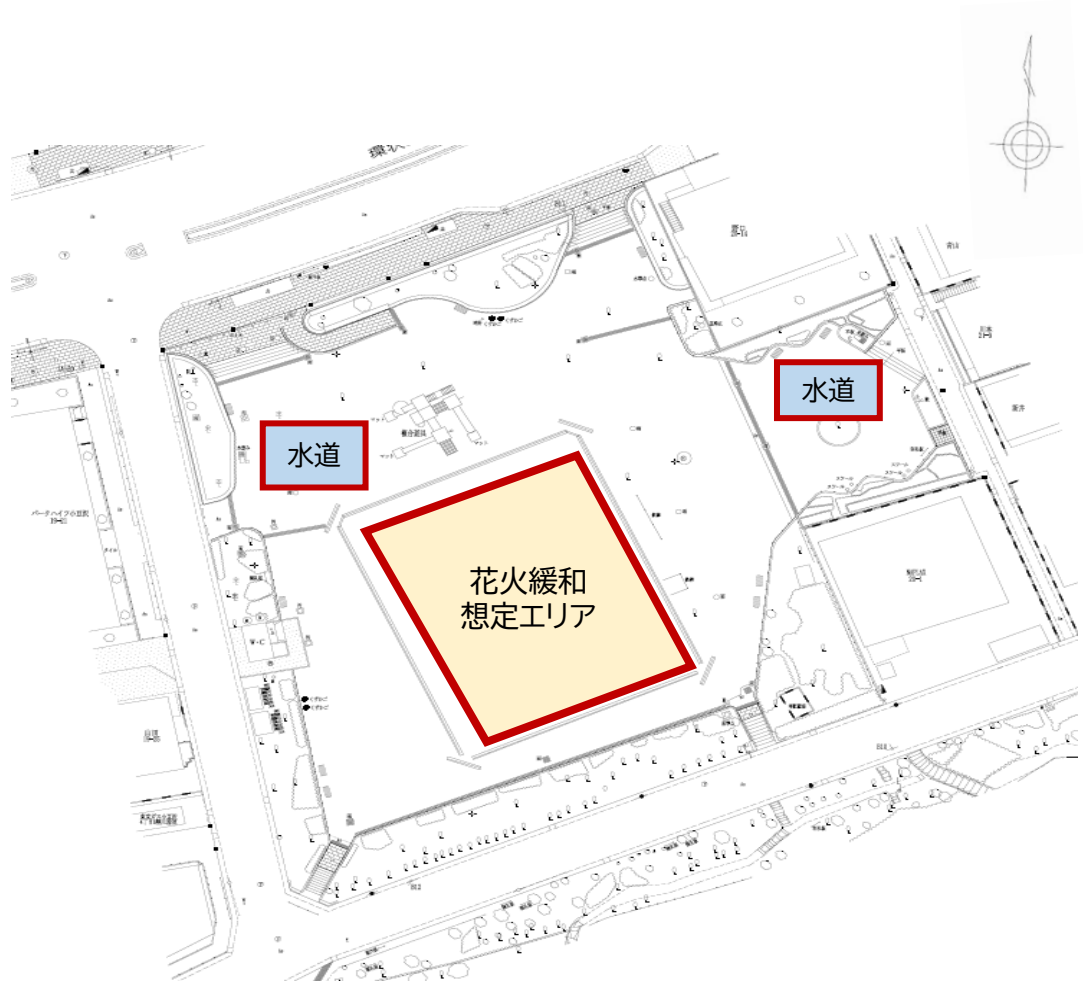


東原公園（小豆沢1-20-13）



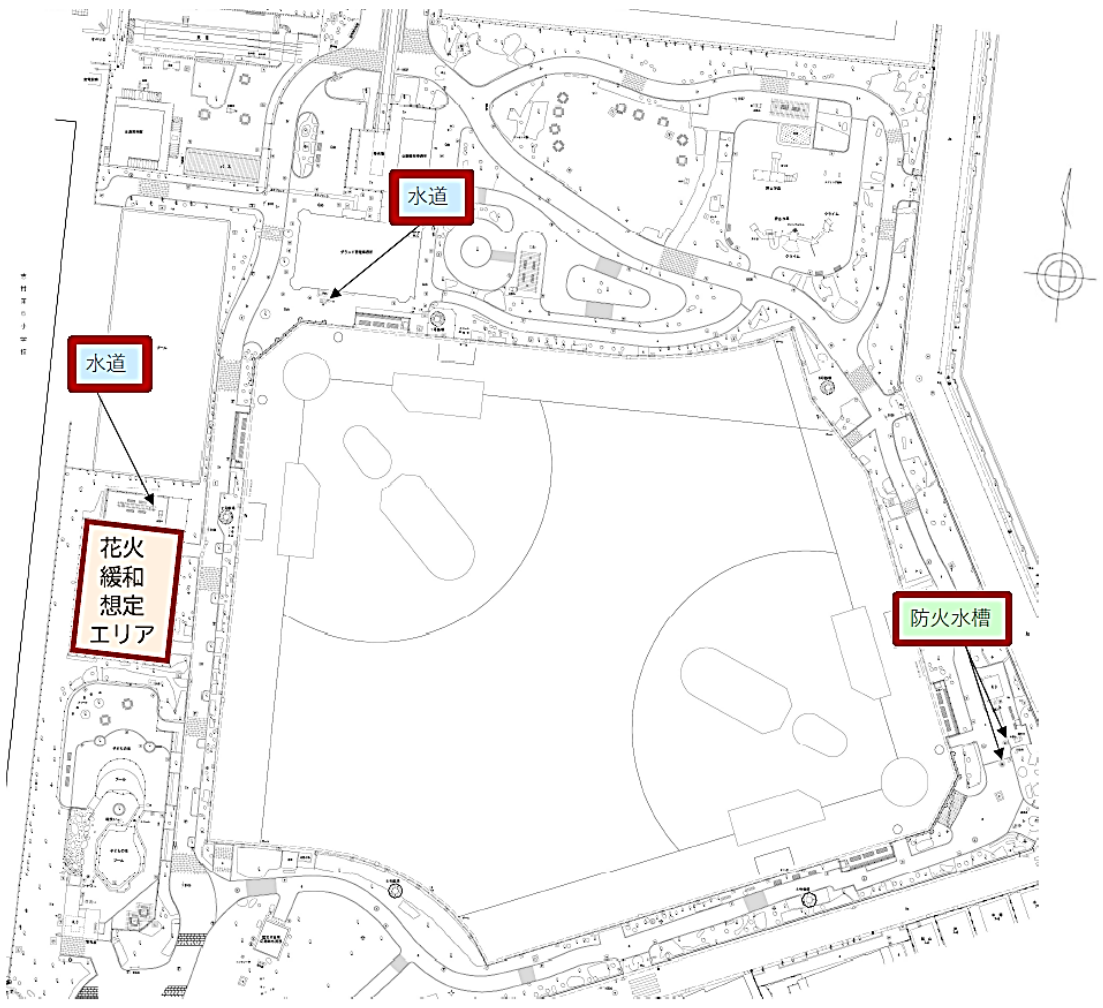
5.各公園の花火利用の指定エリア

小豆沢公園(ボール遊び広場) (小豆沢4-20)



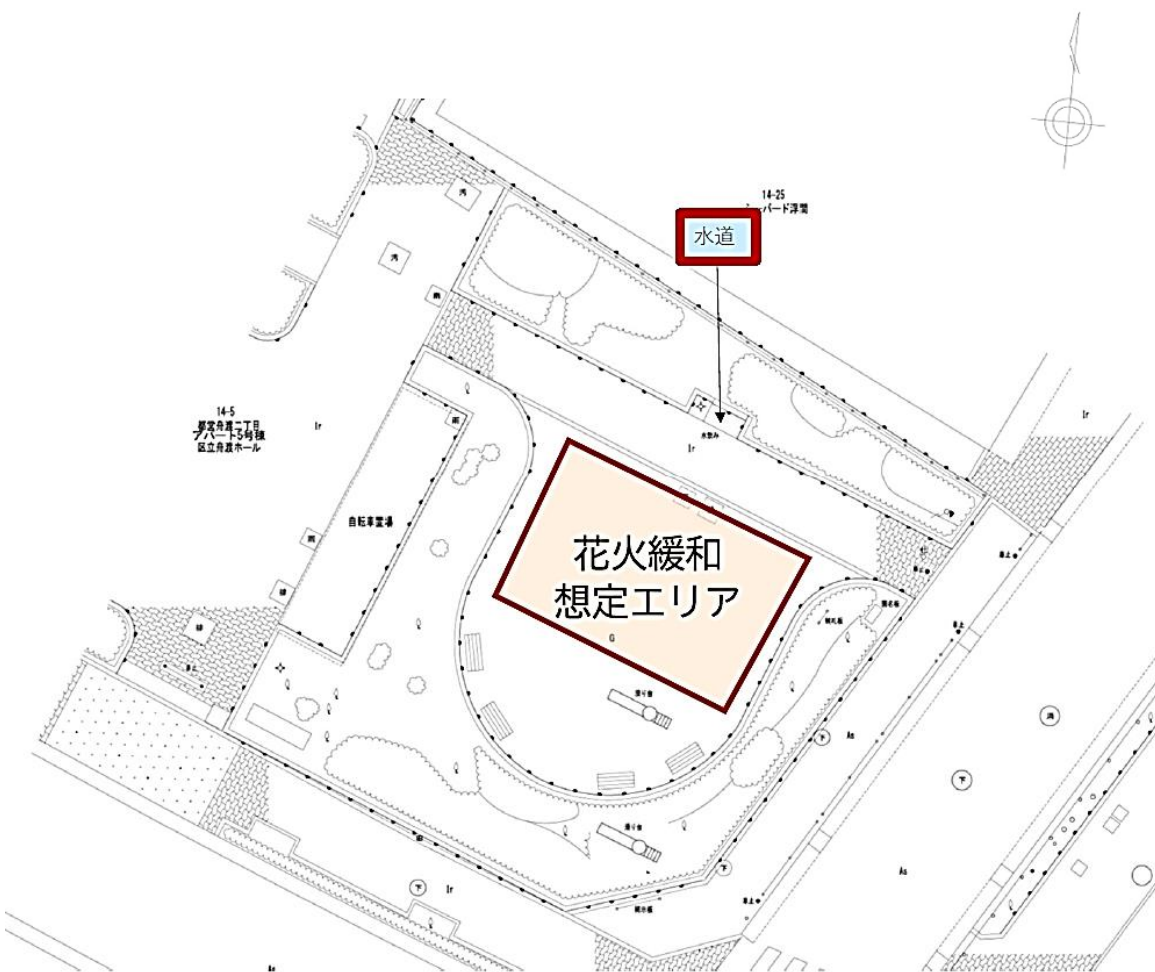
5.各公園の花火利用の指定エリア

城北交通公園(ボール遊び広場) (坂下2-19-1)



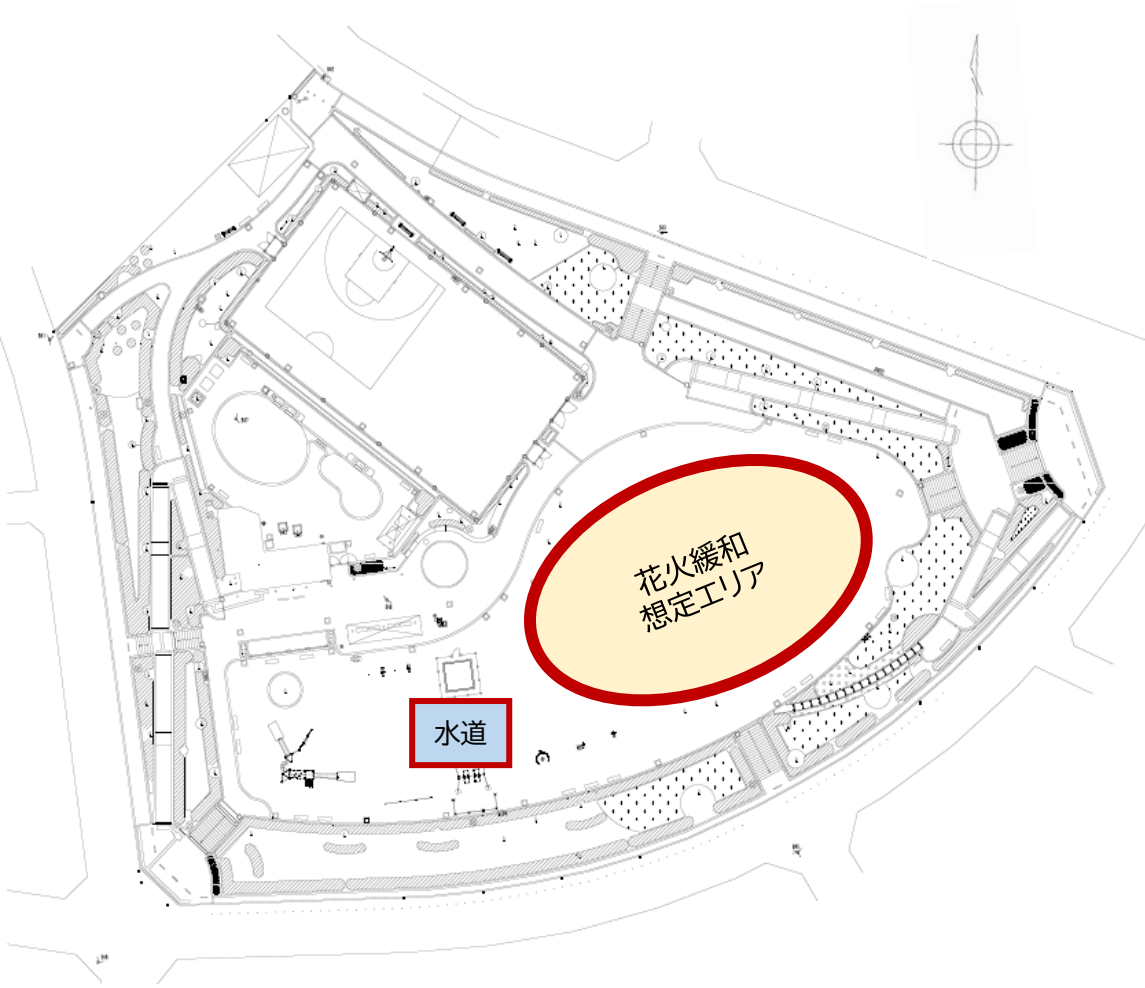
5.各公園の花火利用の指定エリア

舟渡一丁目第二児童遊園（舟渡1-14-25）



5.各公園の花火利用の指定エリア

前野公園（前野町5-1-1）



5.各公園の花火利用の指定エリア

赤塚新町公園(赤塚新町3-35-1)



5.各公園の花火利用の指定エリア

成増北第一公園（成増5-19-1）



5.各公園の花火利用の指定エリア

紅梅公園（徳丸8-5-1）



5.各公園の花火利用の指定エリア

徳丸橋公園（新河岸1-3-7）

